|  |  |
| --- | --- |
| **A種優先株式投資契約書**株式会社●●（以下「発行会社」という。）、発行会社の株主でありかつ代表取締役でもある●●（以下「経営株主」という。）及び●●（以下「投資家」という。）は、発行会社が新たに発行するA種優先株式（以下「本株式」という）を投資家が取得するに際し、A種優先株式投資契約書（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において使用される用語は、別途本契約で定義される場合を除き、別紙Aに定める意義を有するものとする。第1章 本新株発行の発行等第1.1条（発行会社による本株式の発行及び投資家による引受け）1. 発行会社は、本契約の規定に従い、別紙1.1.1に記載されているA種優先株式発行要領（以下「本株式発行要項」という。）に従って、投資家に対して本株式の発行を行い、投資家はその総数を引き受ける（以下、かかる本株式の発行を「本新株発行」という。）。
2. 発行会社及び投資家は、大要別紙1.1.2の様式による総数引受契約を締結するものとする。

第1.2条（払込金額の払込み）投資家は、●年●月●日又は別途本契約当事者が合意する日（以下「本払込期日」という。）に、発行会社に対して、本株式の払込金額の全額を以下の銀行口座に振込送金する方法により払い込む（以下「本株式払込み」という。）。なお、振込に要する費用は投資家の負担とする。［銀行口座］銀行名　：●●銀行支店名　：●●支店種類　　：普通口座口座番号：●●口座名義：●●第1.3条（株主名簿への記載等）1. 発行会社は、本払込期日において、投資家による本株式払込みを受けた後、（i）直ちに発行会社の株主名簿に本株式を保有する株主として投資家を記載又は記録するとともに、（ii）速やかに投資家に対し、（i）に従って投資家を本株式の株主として記載又は記録した株主名簿の写しを交付する。
2. 発行会社は、本払込期日において、投資家による本株式払込みを受けた後、直ちに、本新株発行により変更すべき発行会社の登記事項（第2.1条に基づく定款変更によるものを含む。）について、変更登記申請の手続を行うものとし、かかる変更登記の完了後速やかに、当該変更が反映された発行会社の履歴事項全部証明書を、投資家に交付するものとする。

第2章 本株式払込みまでの義務第2.1条（定款変更）　発行会社は、株主総会においてA種優先株式の募集事項を決定する日までに、発行会社の定款を別紙2.1に記載される内容が反映されるよう変更するものとする。第2.2条（必要な手続の履践）　発行会社は、前条のほか、本払込期日の前日までに、本新株発行のために必要とされる法令等並びに定款及び社内規則上の一切の手続を適法かつ有効に履践する。第2.3条（本払込期日前の発行会社の運営）　発行会社は、本契約締結日から本払込期日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その事業の運営及び資産の管理を行うものとし、本契約において企図されているもの及び投資家の事前の承諾を得たものを除き、発行会社は通常の業務の範囲外の行為を行ってはならないものとする。第2.4条（前提条件の充足）　発行会社及び経営株主は、本払込期日までに、第3.1条に定める前提条件を充足させるよう最大限努力する。第3章　本新株発行の払込みの前提条件第3.1条（投資家による払込みの前提条件）　投資家は、本払込期日において以下の各号に掲げる条件が全て充足されていることをその前提条件として、第1.2条に定める本株式の払込金額全額の払込義務を履行する。なお、投資家は、その裁量により、以下の各条件の未成就を主張する権利の全部又は一部を放棄して払込義務を履行することができる。但し、投資家による当該権利の放棄があっても、発行会社は、当該条件が充足されなかったことに伴い生じる本契約上の義務や責任を免れない。1. 本契約締結日及び本払込期日において、第4.1条第1項に定める発行会社及び経営株主による表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること。
2. 発行会社及び経営株主が本契約に基づき本株式払込みまでに履行又は遵守すべき義務が、重要な点において履行又は遵守されていること。
3. 本契約締結日以降、発行会社の事業、財政状態、経営成績、キャッシュフロー又は将来の収益計画に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由又は事象が発生していないこと。
4. 投資家が本契約締結前に次に定める書類を受領しており、当該書類の内容に重大な変更が生じていないこと。
5. 定款
6. 本契約締結直前の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
7. 本契約締結直前の株主名簿
8. 直近3事業年度分の計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を含む。以下同じ。）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査役の監査報告書
9. 直近（●年●月から●年●月まで）の月次決算書
10. 直近3事業年度分の税務申告書
11. 最新の事業計画書（本新株発行により取得した資金の資金使途の記載を含む）
12. 発行会社と関連当事者間の取引の概要書（以下「関連当事者間取引概要書」という。）
13. 投資家が次に定める書類を発行会社から全て受領していること。
14. 本新株発行を行うために必要な発行会社の機関決定に係る議事録（本新株発行に関する発行会社の株主総会及び本株式の導入に係る定款変更に必要となる発行会社の株主総会の各議事録を含む。）の写し
15. その他投資家が合理的に要求する書類

第4章 表明及び保証第4.1条（表明及び保証）1. 発行会社及び経営株主は、投資家に対し、本契約締結日及び本払込期日において（但し、時期を明記しているものについては当該時点において）、別紙4.1.1に記載された各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
2. 投資家は、発行会社及び経営株主に対し、本契約締結日及び本払込期日において（但し、時期を明記しているものについては当該時点において）、別紙4.1.2に記載された各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

第5章　本新株発行後の義務第5.1条（資金使途）発行会社は、本新株発行により取得した資金を、本契約締結日前に投資家に交付した事業計画書に記載された資金使途以外に用いてはならないものとする。第5.2条（財務情報の提供）発行会社は、本新株発行以降、次の各号に定める情報を、当該各号に定める時期に投資家に対して提供するものとする。1. 次期事業年度の予算計画書

：各事業年度の開始の30日前まで1. 計算書類

：各事業年度の終了後速やかに（但し、遅くとも各事業年度終了後90日が経過する日まで）1. 四半期ごとの計算書類

：当該四半期の終了後速やかに（但し、遅くとも同四半期終了後45日が経過する日まで）1. 月次の決算書

：各月の終了後速やかに（但し遅くとも各月終了後30日が経過する日まで）1. 臨時計算書類（会社法第441条第1項に定める臨時計算書類を意味する。作成した場合に限る）

　　　　　：臨時決算日から30日が経過する日まで第5.3条（情報へのアクセス）投資家は、本新株発行以降、合理的に必要な範囲内において、発行会社の業務又は財産の状況につき必要な資料その他の情報の提供を発行会社に対して求めることができ、発行会社は実務上合理的に対応が可能な範囲内において、速やかに投資家が求める情報を投資家に提供する。但し、発行会社は、合理的な理由がある場合は投資家に対して当該情報を提供することを要しないものとする。第5.4条（事前承諾事項）発行会社は、本新株発行以降、別紙5.4に定める事項を行う場合には、投資家の事前の承諾を得るものとする。第5.5条（事前又は事後の通知事項）1. 発行会社は、本新株発行以降、発行会社が別紙5.5.1の取引又は行為を行う場合には、事前にかかる取引又は行為の詳細を投資家に対して書面により通知するものとする。
2. 発行会社は、本新株発行以降、発行会社について別紙5.5.2の事項が発生した場合、直ちに投資家に対して当該事項の詳細を報告するものとする。

第5.6条（経営株主の経営責任等）　経営株主は、本新株発行以降、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。1. 経営株主は、発行会社の取締役としての任務を善良なる管理者の注意をもって誠実に履行すること。
2. 経営株主は、発行会社が本契約締結日までに投資者に交付した事業計画書を発行会社の経営目標として、これを達成すべく最善の努力を尽くすこと。
3. 経営株主は、投資者の事前の同意なくして、発行会社の取締役又は代表取締役としての地位を任期前に辞任しないものとし、かつ、任期満了時に発行会社の取締役又は代表取締役として再任又は再選されることを拒否しないこと。但し、疾病又は事故等の経営株主の責めに帰さないやむを得ない事由により職務継続が困難である場合を除く。
4. 経営株主は、投資家の事前の同意なくして、その保有する発行会社の株式の全部又は一部を譲渡、担保設定その他の処分をしてはならないこと。
5. 経営株主は、発行会社をして本契約を遵守させるために合理的に必要な一切の措置を採ること。

第5.7条（優先配当）1. 発行会社は、本払込期日から3年が経過した日以降、分配可能額の範囲内において、法令及び本株式発行要項に従い、投資家に対して、毎事業年度に1回、A種優先株式に係る優先配当を行うものとする。
2. 発行会社は、本払込期日から3年が経過した日以降、法令及び本株式発行要項に従い投資家に対して年5%の配当を行うことができるよう、分配可能額を確保するために商業上合理的な範囲での努力を行うものとする。

第5.8条（投資家による株式譲渡）1. 投資家は、発行会社及び経営株主の同意なくして、その保有する本株式の全部又は一部を第三者に対して譲渡することはできないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、投資家は、（i）本払込期日から3年を経過した場合、又は、（ii）発行会社及び経営株主が本契約に重要な点において違反（表明及び保証違反を含む）した場合、その保有する本株式の全部又は一部を第三者（反社会的勢力等を除く。）に対して譲渡することができるものとし、投資家が第三者への譲渡を希望する場合、発行会社及び経営株主は当該譲渡のために必要な手続（発行会社による必要な株式譲渡の承認機関による承認を含む。）に協力するものとする。但し、投資家は、その保有する本株式の譲渡先について、発行会社及び経営株主の意向をできる限り尊重するものとする。
3. 前項の定めに基づき本株式の譲渡を行う投資家は、本株式を譲り受ける当該第三者に対して本契約上の地位を譲渡させ、又は、当該第三者を本契約の当事者として参加させることができるものとし（但し、当該第三者が同時に本株式を譲り受ける場合に限る。）、発行会社及び経営株主は、かかる第三者への契約上の地位の譲渡及び本契約への参加を本契約において予め承諾する。なお、投資家は、本株式を一切保有しなくなった場合を除き、本契約の投資家として拘束されるものとする。

第6章 株式買取請求第6.1条（発行会社及び経営株主による株式の買取り）1. 投資家は、次のいずれかの事由が発生した場合、発行会社及び経営株主に対して書面により通知することにより、本株式の全部又は一部を発行会社及び経営株主が連帯して買い取ることを請求できるものとする。但し、発行会社及び経営株主は、自己の指定する第三者をしてかかる買取を行わせることができる。なお、本項の規定は、投資家が、発行会社又は経営株主による本契約上の義務の不履行に基づき被った損害等につき賠償請求することを妨げるものではない。
2. 発行会社又は経営株主が本契約の重大な義務に違反し、当該違反の是正が不可能な場合、又は当該違反の是正が可能である場合においては当該違反の是正を求める投資家からの通知を受領後●●日以内に、当該違反が是正されない場合
3. 第4.1条第1項に定める発行会社及び経営株主による表明及び保証が重要な点において真実又は正確でなかった場合。
4. 前項において、投資家が発行会社又は経営株主に買取請求した場合の本株式の1株当たりの買取価額は、投資家による本株式の1株当たりの払込価額の1.5倍とする。

第7章 補償第7.1条（補償）本契約の当事者は、自らの本契約の違反（表明及び保証違反を含む）に起因又は関連して、相手方当事者が損害等を被った場合、相手方当事者に対し、かかる損害等を賠償又は補償するものとする。第8章 本契約の効力第8.1条（本契約の効力発生）本契約の効力は、本契約締結日付で投資家、経営株主ら及び発行会社との間で効力を生じるものとする。但し、第5章及び第6章の規定は、本契約に基づき投資家が発行会社の発行する本株式を取得したことを条件として、かかる取得の日付で投資家、経営株主ら及び発行会社との間で効力を生じるものとする。第8.2条（本契約の解除又は終了）1. 次に掲げる事由が生じた場合には、投資家は、本払込期日の前日までの間に限り、発行会社に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
2. 発行会社又は経営株主が本契約に基づく義務に重要な点において違反し、当該義務違反が是正不可能な場合、又は当該違反が是正可能な場合においては当該違反の治癒を求める投資家からの通知を受領後14日以内（当該14日の経過前に本払込期日が到来する場合には、本払込期日の前日まで）にかかる違反が治癒されなかった場合
3. 本契約における発行会社又は経営株主の表明及び保証が重要な点において真実又は正確でなかった場合
4. 発行会社又は経営株主について法的倒産手続の開始申立てがなされた場合
5. 発行会社又は経営株主について支払不能、支払停止又は銀行取引停止処分がなされた場合
6. 本契約は次の各号のいずれかに該当する場合に終了するものとする。
7. 本契約の当事者の全員が本契約の終了を書面により合意した場合
8. 発行会社及び経営株主以外の本契約の当事者のいずれもが発行会社の株式を保有しなくなった場合。
9. 本契約が解除された場合。
10. 本契約の終了又は第1項に基づく解除は将来に向かってのみその効力を生じ、本契約に別段の定めがある場合を除き、終了又は解除前に本契約に基づき発生した権利及び義務は本契約の終了又は解除による影響を受けない。

第9章 一般条項第9.1条（秘密保持）1. 本契約の当事者は、本契約の存在及び内容並びに本契約の締結及び履行に関連して相手方当事者から取得した一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方当事者の承諾がある場合を除いて、第三者に開示し又は漏えいしてはならず、また、本契約の締結及び履行以外の目的に利用してはならない。但し、次の各号に定める情報についてはこの限りでない。なお、以下、本条において情報を開示する当事者を「情報開示者」といい、情報を受領する当事者を「情報受領者」という。
2. 情報開示者から開示された時点において既に公知であった情報
3. 情報開示者から開示された時点において既に適法に保有していた情報
4. 情報開示者から開示された後、自らの責めによらずして公知となった情報
5. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
6. 情報開示者から開示された情報に基づかずに独自に開発した情報
7. 前項の規定にかかわらず、情報受領者は、その役員・従業員、弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザーその他の専門家アドバイザーに対して、合理的に必要な限度で秘密情報を開示することができる。この場合、情報受領者は、開示を受ける第三者が法令等に基づく守秘義務を負担しない場合には、当該第三者に対し本条と同等の秘密保持義務を遵守させるものとし、それに必要な合理的措置を講じるものとする。
8. 第1項の規定にかかわらず、情報受領者は、法令等又は司法・行政機関等の判断等に基づき開示を求められた場合には、必要かつ合理的な範囲で秘密情報を開示できるものとする。
9. 本契約が終了した場合においても、本条の規定は本契約が終了した日から起算して1年間、引き続きその効力を有するものとする。

第9.2条（本契約の変更）　本契約は、本契約の当事者全員が書面により合意した場合にのみ変更又は修正することができる。第9.3条（譲渡等の禁止）　本契約の当事者は、他の本契約の当事者の書面による同意を得ることなく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に対し譲渡若しくは移転させ、又は担保権の設定その他の一切の処分をしてはならない。但し、第5.8条第2項及び第3項の定めに基づき本契約上の地位を譲渡する場合はこの限りではない。第9.4条（通知）　本契約当事者が別途合意した場合を除き、本契約に基づく通知、請求、情報の提供（書面の送付を含む。）その他の連絡は、以下の連絡先に宛てた書面（電子メールを含む。）によりこれを行うものとする。本契約当事者は、本条に定める方法により他の当事者に通知することにより、連絡先を変更することができる。（発行会社）住所　：宛先　：E-mail：（経営株主）住所　：宛先　：E-mail：（投資家）住所　：宛先　：E-mail：第9.5条（費用）本契約当事者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の交渉、作成、締結及び履行等に関連してそれぞれに発生する費用（弁護士、公認会計士等のアドバイザーに対する報酬及び費用を含む。）については、各自これを負担する。第9.6条（準拠法及び合意管轄）1. 本契約は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。
2. 本契約に基づき又は本契約に関連して生じる全ての紛争は、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第9.7条（完全合意）本契約は、発行会社による本株式の発行及び投資家による本株式の引受けその他本契約で定める事項に関する当事者間の完全な合意を構成するものであり、当事者の間又は一部の当事者の間で本契約締結前になされた合意は、書面によるか口頭によるかを問わず、全て失効するものとする。第9.8条（誠実協議）　本契約当事者は、本契約に定められていない事項又は解釈上、何らかの疑義が生じた事項については、その都度、誠意をもって協議決定するものとする。別紙A　　定義1. 「相手方当事者」とは、発行会社又は経営株主にとっては投資家、投資家にとっては発行会社及び経営株主をいう。
2. 「株式等」とは、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他株式の交付の請求若しくは取得が可能な証券又はこれらに類する権利をいう。
3. 「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条第5項において定義される意味を有する。
4. 「関連当事者」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条第17項に定義される意味を有する。
5. 「許認可等」とは、関連する法令等により要求される国、地方公共団体その他の公的機関及び行政機関による許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続をいう。
6. 「契約等」とは、契約、取決めその他の合意（書面によるか、口頭によるかを問わない。）を総称していう。
7. 「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条第3項において定義される意味を有する。
8. 「債務不履行事由等」とは、契約等に係る解除・解約・取消しその他の終了事由、期限の利益喪失事由、条件等の変更事由又は債務不履行事由（通知若しくは時間の経過又はその両方によりこれらの事由に該当することとなる事由を含む。）をいう。
9. 「司法・行政機関等」とは、裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関・行政機関及び自主規制機関を総称していう。
10. 「司法・行政機関等の判断等」とは、司法・行政機関等の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可、通達、行政指導その他の判断をいう。
11. 「訴訟等」とは、訴訟、仲裁、調停、強制執行、仮差押、差押、仮処分、保全処分、保全差押、滞納処分、審判手続、異議申立手続、調査手続及びその他一切の裁判上又は行政上の手続をいう。
12. 「損害等」とは、損害、損失及び費用（合理的な範囲内の弁護士費用を含む。）を総称していう。
13. 「特別利害関係者等」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年1月30日大蔵省令第5号。その後の改正を含む。）第1条第31号に定義される特別利害関係者等を意味する。
14. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者をいう。
15. 「反社会的勢力等」とは、反社会的勢力及び以下のいずれかに該当する者をいう。
	* 1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
		2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
		3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
		4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
		5. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
16. 「反社会的行為」とは、以下のいずれかに該当する行為をいう。
17. 暴力的な要求行為
18. 法的な責任を超えた不当な要求行為
19. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
20. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて第三者の信用を毀損し、又は第三者の業務を妨害する行為
21. その他上記（i）乃至（iv）に準ずる行為
22. 「法的倒産手続」とは、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続その他これらに類する国内外の法的倒産手続を総称していう。
23. 「法令等」とは、日本国内外の法律、政令、規則、命令、通達、条例その他の規制を総称していう。
 | **～　解説　～**本契約が、A種優先株式の発行・引受による投資に関して締結されることと、本契約の契約当事者を明示しています。本契約においては、契約当事者として、A種優先株式を発行する「発行会社」及び当該株式を引き受けて投資をする「投資家」のほかに、発行会社の株主であり代表取締役でもある「経営株主」も加えています。経営株主が契約当事者に加わる主な理由は投資契約書の内容にもよりますが、①発行会社の本契約上の義務のうち特に発行会社の株主総会決議が必要な事項が遵守されることを担保する、②発行会社の株主構成が変更されないよう担保する、③発行会社から経営株主への不当な資金流出がないように担保するといったことなどが考えられます。第1章 本新株発行の発行等第1.1条（発行会社による本株式の発行及び投資家による引受け）　発行会社がA種優先株式を発行すること、及び、投資家がこれを引き受けることを明確にするための条文です。本サンプルにおいては、A種優先株式の内容は、別途、別紙1.1.1に記載の発行要項で規定されることを想定しています。なお、総数引受契約書については、別紙1.1. 2の解説をご参照ください。第1.2条（払込金額の払込み等）投資家が引き受けた本株式の払込みに関する条文です。払込金額や払込期日のほか、具体的な払込方法について定めています。第1.3条（株主名簿への記載等）本株式発行後に必要となる諸手続に関する条文です。会社法上、株式会社は株主名簿を作成する義務があるところ、株式を発行した場合には、発行会社は、かかる株主名簿に株主となった投資家を株主として記載又は記録する必要があります。また、本株式発行後には、資本金の額の変更や種類株式の定めの設定などについて登記申請する必要が生じます。本条においては、これらの諸手続を発行会社が行うことを明確化するとともに、投資家に対して当該諸手続を履践したことを一定の書類をもって開示するものとしています。第2章 本株式払込みまでの義務第2.1条（定款変更）　定款の変更に関する条文です。株式会社が種類株式を発行するにあたっては、定款において、その種類株式の内容や発行可能な種類株式の数等を定める必要があります。本条は、A種優先株式を発行するために必要となる定款変更を事前に行うことを確認する旨の規定になります。第2.2条（必要な手続の履践）　本株式を発行するために必要な手続の履践に関する条文です。株式発行にあたっては、通常、発行会社において株主総会決議や取締役会決議などの手続が必要となりますが、これらの手続を履践する義務を発行会社に明確に負わせるものです。第2.3条（本払込期日前の発行会社の運営）　払込期日前の発行会社の運営に関する条文です。契約締結日から払込期日までの間に発行会社が通常の業務範囲を超えた事業を行うことで、契約締結時点で投資家が想定していない状況になり、投資家の投資判断の前提が崩れてしまうことを防ぐことを目的としています。したがって、たとえば、契約締結後、払込期日前に新規事業の開始等を行うの場合には、事前に投資家の承諾を得る必要がある点に留意してください。第2.4条（前提条件の充足）　投資家がその引き受けた本株式に係る払込金額を払込むための前提条件の充足に関する条文です。払込期日に予定通り株式が発行できるよう、発行会社及び経営株主は、次条に定める投資家による払込みの前提条件を充足する努力義務を負うこととしています。第3章 本新株発行の払込みの前提条件第3.1条（投資家による払込みの前提条件）　投資家が出資金（払込金額）の払込みをするために必要となる前提条件を定めた条文です。前提条件を充足しない場合には、投資家は出資金の払込みを行わないことができます。本サンプルにおいては、前提条件として、発行会社及び経営株主が本契約において表明及び保証した事項が真実かつ正確であること、本契約に基づき払込期日までに履行すべき義務が履行又は遵守されていること、本契約締結日以降に発行会社において重大な事象が生じていないこと、投資家に一定の書類を交付していることなどを定めています。第4章 表明及び保証第4.1条（表明及び保証）本契約の当事者による表明及び保証についての条文です（本サンプルにおける表明及び保証の内容は別紙4.1.1及び別紙4.1.2をご参照ください）。第1項においては、発行会社及び経営株主が、投資家に対して、発行会社などに関する一定の事項が真実かつ正確であることを表明及び保証するものとしていますが、これにより、投資家は発行会社への投資がしやすくなる側面がある一方で、当該表明及び保証した事項が真実又は正確ではないことが明らかとなった場合には、本契約上、発行会社及び経営株主は、投資家から払込期日の前日までに本契約を解除されたり（第8.2条第1項参照）、投資家に対して、一定の損害賠償責任を負ったり（第7.1条参照）、投資家が取得した本株式を買い戻す義務を負ったり（第6.1条参照）することになります。そのため、発行会社及び経営株主は表明及び保証の内容をよく確認するとともに、仮に表明及び保証ができない事項がある場合には、事前に投資家に対してその理由を説明し、表明及び保証の対象となる事項の範囲について十分な検討をすることが大切です。第5章　本新株発行後の義務第5.1条（資金使途）本契約に基づく投資により得た資金の使途に関する条文です。本サンプルにおいては、発行会社が投資家に提供した事業計画書に資金使途が記載されることを想定しており（第3.1条第4号⑦参照）、投資家から取得した資金を当該事業計画書において投資家に説明した資金使途以外に使用してはならないものとしています。なお、発行会社は、事業の不確実性を考慮し、資金使途の解釈には一定の柔軟性が認められるよう、事業計画書の策定において投資家とよく協議のうえ検討することが大切です。第5.2条（財務情報の提供）発行会社の財務情報の提供に関する条文です。投資家は、発行会社が投資家の投資資金を活用し、その事業を成長させることを期待するとともに、一定期間経過した後にはエグジットすることにより投資資金を回収することを想定しており、発行会社の経営状況に強い利害関係を有しているため、本サンプルにおいては、投資家の利益保護の観点から、一定の財務情報を投資家が発行会社から定期的に受け取ることができる旨を定めています。当該権利を投資家に与えることにより、投資家が発行会社に対して投資をしやすくなることも期待されます。第5.3条（情報へのアクセス）投資家に対する情報開示に関する条文です。前条の解説に記載のとおり、発行会社の経営状況に強い利害関係を有しているため、本サンプルにおいては、投資家は、発行会社に対して、財務情報以外にも、発行会社の業務又は財産の状況について一定の情報の提供を求めることができる旨を定めています。当該権利を投資家に与えることにより、投資家が発行会社に対して投資をしやすくなることも期待されます。もっとも、発行会社にとって過度な負担又は不利益が生じないよう、投資家による情報開示請求は合理的な範囲内において行われる必要があるものとし、合理的な理由があれば発行会社は情報開示請求に応じる必要がない旨も定めています。第5.4条（事前承諾事項）投資家の事前承諾権に関する条文です。少数株主となる投資家が不測の損害を被らないよう、発行会社が一定の重要な事項を行おうとする場合には投資家の事前の承諾を必要としています。投資家の事前の承諾が必要となる事項については、たとえば、発行会社の資本構成を変動させるような行為、合併や会社分割などの組織再編行為、剰余金の配当や自己株式取得などの会社資金の流出を招来する行為などが考えられますが（本サンプルにおける事前承諾事項の内容は別紙5.4をご参照ください。）、経営の自由度を制約することにもなるため、どのような事項を投資家の事前承諾を要するものとするのかは投資家とよく協議のうえ検討することが大切です。なお、本サンプルにおいては、合併等の組織再編行為、事業譲渡、経営株主による株式譲渡による発行会社の売却については投資家の承諾を必要なものとし（第5.4条、第5.6条第（4）号）、当該売却対価の配分は、必要に応じて投資家の承諾の取得交渉を通じて適切に調整されることを想定していますが、必要に応じて投資家に優先的な売却対価の配分を行う旨の条項（いわゆるみなし清算条項）を追記することも考えられます。第5.5条（事前又は事後の通知事項）投資家への通知事項に関する条文です。一定の重要な事項について、投資家に事前又は事後に必要な情報を提供することにより、投資家に対する会社運営の透明性を高めるものです（本サンプルにおける事前通知事項及び事後通知事項の内容は別紙5.5.1及び別紙5.5.2をご参照ください）。どのような事項を投資家の事前通知事項及び事後通知事項とするのかは投資家とよく協議のうえ検討することが大切です。第5.6条（経営株主の経営責任等）　経営株主が、投資家が投資をするにあたって前提としていた事項（たとえば、事業計画の遵守、経営株主による会社経営及び株式保有の継続等）について、株主又は代表取締役の立場から責任をもって対応することを約束する条文です。第5.7条（優先配当）発行会社の優先配当の義務に関する条文です。会社法上、剰余金の配当を行うか否かは、原則として株主総会決議事項とされており、発行会社が剰余金の配当を行う義務はありません。しかしながら、本サンプルにおいては、投資家の投資意欲を高める観点から、発行会社に対して、払込期日から3年が経過した日以降、投資家への優先配当を義務づけています。また、会社法上、剰余金の配当は分配可能額の範囲内でのみ行うことができるところ、本サンプルにおいては、発行会社に分配可能額を確保する努力義務を負わせています（場合によっては資本金の減少等の対応を取ることも検討の対象となりえます。）。なお、本サンプルにおいては、発行会社において分配可能額があれば優先配当を行うものとしていますが、発行会社の経営に与える影響等も考慮のうえ、たとえば、一定の分配可能額を超過する範囲内でのみ優先配当を行うとすることも考えらます。第5.8条（投資家による株式譲渡）　投資家がその保有するA種優先株式を第三者に対して譲渡することを制限する条文です。発行会社及び経営株主の立場からすると、無制限に投資家がその保有するA種優先株式を第三者に譲渡することを自由に容認した場合には、自らの知らない第三者が発行会社の株主となってしまうおそれがあることなどを踏まえ、本サンプルにおいては、投資家による株式譲渡を原則として禁止する旨を定めています。一方で、本サンプルにおいては、払込期日から3年を経過した以降は、投資家によるエグジットに向けた活動期間（注）として考えており、投資家による本契約上のA種優先株式の譲渡禁止期間を3年間に限定しています。また、発行会社及び経営株主が本契約に違反した場合には、払込期日から3年を経過する前であっても、投資家はA種優先株式を第三者に譲渡することができるものとしています。（注）投資家は、払込期日から3年経過後は、発行会社の分配可能額の範囲内において、発行会社に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部の取得をするよう請求することができます（本株式発行要項10項）。第6章 株式買取請求第6.1条（発行会社及び経営株主による株式の買取り）　発行会社及び経営株主による株式の買取りを定めた条文です。本サンプルにおいては、投資家は、払込期日から3年を経過した場合、発行会社の分配可能額の範囲内において、発行会社に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部の取得をするよう請求することができますが（本株式発行要項10項参照）、発行会社及び経営株主が本契約の義務や表明及び保証に違反した場合には、払込期日から3年を経過する前であっても、本条に基づき、投資家は一定の範囲で発行会社及び経営株主に対して自身が保有する発行会社の株式の買取りを請求することができるものとしています。なお、買取価格は発行会社と投資家間での協議によって決定することとなりますが、本サンプルでは実例を踏まえた水準として1.5倍と設定しています。第7章 補償第7.1条（補償）　本契約における損害等の賠償又は補償についての条文です。当事者が負担する賠償又は補償に関する責任の範囲については、その期間を限定したり、その金額に上限を設定したりすることもあります。表明及び保証の内容に誤りがあったり、本契約上の義務に違反したりした場合には、本契約の当事者は賠償又は補償の責任を負うこととなりますので、本契約の内容を十分に確認するとともに、その対象やリスクが不明確な場合には弁護士などの専門家からの助言を受けることも検討してください。第8章 本契約の効力第8.1条（本契約の効力発生）本契約の効力発生の範囲及び時期についての条文です。本契約の規定のうち、一部については新株発行後においてのみ規定するものがあることから、これらについては、新株発行時以降に有効となることを明確にしています。第8.2条（本契約の解除又は終了）本契約の解除又は終了に関する条文です。投資家は、第8.2条第1項各号に定められた解除事由が発生した場合には本契約を解除することができますが、株式が発行された後に本契約を解除したとしても一度発行された株式を無効とすることは容易ではないことから、本契約の解除は払込期日の前日までにのみ行使できるとしています（第8.2条第1項参照）。払込期日以降に解除事由があることが判明した場合には、投資家は株式の買取りの請求（第6.1条）、賠償又は補償の請求（第条）などを通じて対応することが想定されます。また、第8.2条第2項においては、本契約の終了事由が定められていますが、たとえば、投資家が発行会社又は経営株主にその保有する発行会社の株式の全てを譲渡するなどして、発行会社の株主が発行会社及び経営株主以外には存在しなくなった場合には本契約は当然に終了することが想定されています（第8.2条第2項第(2)号参照）。第9章 一般条項第9.1条（秘密保持）　当事者間における秘密保持に関する条文です。本契約の締結に際しては、発行会社の事業計画、財務情報その他多くの発行会社などに関する情報が投資家に提供され、また、本契約に基づく投資が実行された後も本契約に基づき発行会社の財務情報も含めて種々の情報を投資家に提供することが想定されますので、適切に秘密保持義務を定めておく必要があります。秘密保持義務の対象となる情報の範囲や例外的に第三者に開示できる範囲などについては、必要に応じて十分に検討することが必要です。第9.2条（本契約の変更）　契約の変更又は修正に関する条文です。本条においては、後日のトラブル等を回避する観点から、契約当事者全員の書面による合意があれば、本契約の変更や修正をすることができるものとしています。第9.3条（譲渡等の禁止）　本契約上の地位等の譲渡制限についての条文です。本条は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の第三者に対する譲渡などを行うためには、原則として、他の契約当事者全員の同意が必要となる旨を定めています。第9.4条（通知）本契約当事者の連絡先を示す条文です。相手方に通知その他の連絡がなされたか否かについて紛争が生じることをできる限り回避する観点から、相手方に対する通知先を明示することとしています。また、本サンプルにおいては、利便性を踏まえ、電子メールによる通知も認めることとしています。第9.5条（費用）　本契約の締結等に関する費用負担に関する取り決めを定めた条文です。本契約の交渉、作成、締結及び履行等に関して本契約の各当事者に生じる費用については各自が負担する旨の原則的な取扱いを定めています。原則として、株式発行に係る費用は発行会社が負担し、その他の当事者が支出する費用は各当事者が負担することが想定されます。なお、経営株主は、株主として経営株主自身が負担する費用と、株式を発行する発行会社が負担する費用を、しっかりと区別して考えなければならない点に注意が必要です。第9.6条（準拠法及び合意管轄）　本契約の準拠法及び管轄裁判所に関する条文です。発行会社が日本の会社法に基づき設立されている場合には、本契約の準拠法（本契約の解釈などが争いになったときに適用される法）も日本法とすることが望ましいですが、海外の投資家から出資を受ける場合には交渉の争点となる場合もあります。また、第一審の専属的合意管轄裁判所とは、当事者間で紛争が生じた場合に「どこの裁判所で審理を進めるか」といったことを合意するもので、本契約当事者のいずれかの居住地又は所在地にある地方裁判所が定められることが一般的です。第9.7条（完全合意）　本契約の締結前に当事者間においてなされた合意の有効性について定めた条文です。本契約の締結に至るまでには、投資家との間で種々の交渉や一定の暫定的な合意がなされることが想定されますが、後日の紛争を避ける観点から、当事者間において最終的に合意に至った内容は本契約に規定していることのみであり、それ以外に当事者間における合意事項はない旨を定めています。但し、本契約の締結前に当事者間において合意した内容を一律に本契約の締結をもって失効させることが適切か否かは別途確認することが必要です。第9.8条（誠実協議）　一定の場合に本契約の当事者が誠実に協議することを定める条文です。想定することのできる問題についてはできる限り契約書にあらかじめ定めておくことが重要ですが、本契約に定められていない問題が発生した場合や本契約の条文の解釈がはっきりしない場合に当事者が誠意をもって協議することを定めています。 |